三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大屋町中間字使谷三五三、三五三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町小無雁字小無雁谷筋七七二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町柳原字堂下二七の一、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二の二、三三の四、六六二の一、六六二の二、六六三、六六四、和田山町竹田字古城山一〇五から一〇八まで、一〇九の一、一〇九の二、一一四の一、字城山ノ下八八六、八八八から八九四まで、八九五の一、八九五の二、八九六から九〇〇まで、山東町与布土字樋ケ渕八六の一、佐嚢字平野南山二四五の一、二四五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂下二七の一・三〇の一・三一の一・三二の四・六六二の一・字古城山一〇六から一〇八まで・一〇九の二・一一四の一・字樋ケ渕八六の一・字平野南山二四五の一・二四五の四（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字城山ノ下八八六、八八八から八九四まで、八九六から九〇〇まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字小和田一九五〇の一、一九五〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小和田一九五〇の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市山東町与布土字新京一五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字新京一五九（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町竹ノ内字山ノ内一〇九の一、一〇九の二、一一二の一、一一二の二、一一三、一一四、一一七の一、九三四から九三九まで、九三九の一、九三九の二、九四〇、九四一、九四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ内九三四、九三五、九三八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦